家をお持ちのみなさまへ

全国ペースを上回って、空き家が急増しています

少子高齢化や核家族化などの進展、過疎化などを背景として、空き家が増加しています。また、その空き家等の放置によって近隣の方々が不安を感じたり迷惑を受ける事例が増えています。

家の所有者には、防災・防犯・環境・景観などの面から、適正な管理が求められています。

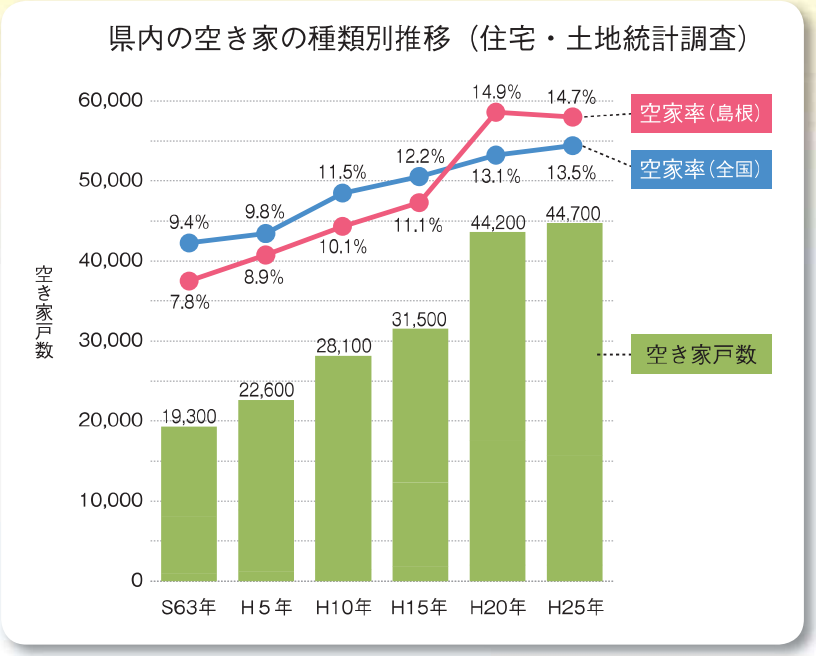

空き家を放置しないで！放置すると、周辺に迷惑や危害を及ぼすおそれがあります

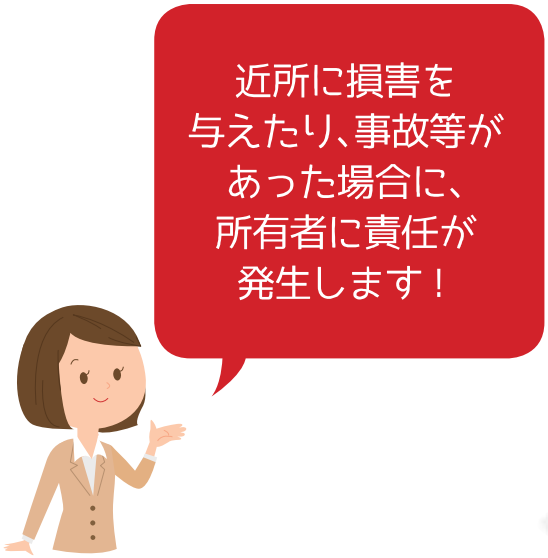

空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました

法施行により強化された市町村の法的権限

- **空き家等の情報収集**
  空き家等への立ち入り調査や固定資産税情報の内部利用等が可能
- **著しく保安上危険となる恐れのある「特定空家等」に対する措置**
  解体・撤去・修繕・立木竹の伐採等の措置の指導、助言、勧告、命令、強制執行等が可能

空き家になってからではなく、空き家になる前から考えておきましょう

適正な管理

空き家のまま…

定期的なメンテナンスで現状維持

- 通風　●換気　●通水
- 郵便ポストの整理
- 家の周りの清掃、草取り
- 屋根や外部周りの点検　など

ご自身で管理が難しい場合は、空き家管理サービスも利用できます。

解体

解体して土地を活かす

新たな利用を考えることで資産も活かせる

- 駐車場
- 広場、共同菜園
- 土地の売却・賃貸・定期借地　など

売却・賃貸

人に売って住んでもらう

住みたい人に借りてもらう

住みたい人に住んでもらって、有効活用

住宅を売却したり賃借する場合は、不動産業者に仲介を依頼するのが一般的です。

- 業者が取り扱っていない場合でも、「空き家バンク」を利用することも一つの方法です。

県内市町村の住宅相談窓口…空き家の相談は以下までお問い合わせください

下記ホームページに記載の各市町村窓口または空き家相談センター窓口へご相談ください。

島根県トップ＞建築住宅課＞空き家対策
https://www.pref.shimane.lg.jp/kenchikujuutaku/akiyataisaku/